

特　記　仕　様　書

1 建設発生土の処分について 《 建設発生土処分の設計条件 》

搬出先　日高市上鹿山 795-3
武蔵プラント

※ 他の土質改良プラントへ搬出を希望する場合は、監督員と協議し、指示に従うこと。

2 ASガラ処分について 《 ASガラ処分の設計条件 》

搬出先　川越市下赤坂 1817
埼玉アスコン

※ 他の再生プラントへ搬出を希望する場合は、監督員と協議し、指示に従うこと。

3 舗装版切断時に発生する濁水の処理について 《 濁水処理の設計条件 》

搬出先　狭山市広瀬台 2-12-13
大丸商事(株)

※ 他の中間処理施設へ搬出を希望する場合は、監督員と協議し、指示に従うこと。

4 使用機械の種類・規格及び施工方法

特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。